



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 828 労働条件等実態調査の実施 (調査統計課)
- 829 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 830 生活保護法による介護機関の指定 ( " )
- 831 生活保護法による指定介護機関の変更 ( " )
- 832 " ( " )
- 833 所在不明貸金業者 (商工観光労働総務課)
- 834 県営土地改良事業の事業計画の変更 (農業農村整備課)
- 835 基本測量の実施 (技術調査課)
- 836 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 837 和歌山県立図書館コンピュータシステムの賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)
- 838 和歌山県警察チェックコード生成装置の賃貸借及び構築委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)
- 839 和歌山県警察WANシステム再構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ( " )

### ○ 選挙管理委員会告示

- 57 和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨の一部訂正
- 58 和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨

### ○ 公告

- 開発行為の工事の完了 (都市政策課)
- 入札公告 (教育委員会)
- " (警察本部)
- " ( " )

## 告 示

### 和歌山県告示第828号

和歌山県統計調査条例(昭和26年和歌山県条例第31号)第3条の規定により、労働条件等実態調査を次のとおり実施する。

平成20年6月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査の目的  
県内の事業所に雇用される労働者の労働条件、各種制度等の実態を明らかにし、それらの改善と、労使関係の安定に資するための基礎資料を作成するため
- 2 調査事項  
事業所の現況、賃金・労働時間、定年制、育児・介護休業制度等、パートタイム労働者、公益通報者保護法、人事・労務管理
- 3 調査の範囲
  - (1) 地域 和歌山県全域
  - (2) 産業 日本標準産業分類に基づく次に掲げる産業とする。  
建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)
  - (3) 事業所 県内に所在する次に掲げる民営事業所  
ア 常用雇用者が30人以上の全事業所(県内に複数の事業所がある場合は主たる事業所)  
イ 常用雇用者が10人以上30人未満の単独事業所及び本所の中から産業分類及び従業員数を基準として抽出した事業所
- 4 調査期日  
平成20年7月31日現在で実施
- 5 調査の方法  
調査票を直接対象事業所に郵送し、自計申告された調査票を郵送により回収する自計申告方式とする。

### 和歌山県告示第829号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年6月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日

株式会社KNC企画	和歌山市大谷34-1	ひまわり福祉サービス 橋本事業所	橋本市隅田町下兵庫72 3-2	訪問介護・居宅 介護支援・介護 予防訪問介護	平成 20.3.17
社会福祉法人太地町社 会福祉協議会	東牟婁郡太地町太地372 8-1	社会福祉法人太地町社 会福祉協議会	東牟婁郡太地町太地372 8-1	訪問介護・居宅 介護支援・介護 予防訪問介護	平成 18.10.24
紀州エア・ウォーター株 式会社	和歌山市雑賀崎2017-29	紀州エア・ウォーター 株式会社愛らんど有田	有田郡有田川町天満千 手面町28-15	福祉用具貸与・ 特定福祉用具販 売・介護予防福 祉用具貸与・特 定介護予防福祉 用具販売	平成 20.3.31

和歌山県告示第830号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項

の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年6月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社あゆむ	和歌山市磯の浦470番地の7	デイサービスセンターや びつ荘	有田市宮崎町1634番地	通所介護・介護 予防通所介護	平成 20.5.1

和歌山県告示第831号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定した介護機関の変更について届出があったので、

同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年6月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

変更事項（届出者の名称）		主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
旧	新					
株式会社クリスタル介護センター	株式会社エルダリーケアサービス	東京都中野区弥生町5丁目20-7	さくらそう新宮	新宮市池田3-1-6	訪問介護	平成 20.1.1

和歌山県告示第832号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）

により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年6月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	変更事項（主たる事務所の所在地）		指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
	旧	新				
株式会社エルダリーケアサービス	東京都中野区弥生町5丁目20-7	東京都世田谷区太子堂2丁目16番5号 さいとうビル6F	さくらそう新宮	新宮市池田3-1-6	訪問介護	平成 20.4.1

和歌山県告示第833号

次の貸金業者の営業所の所在地が確知できないので、当該貸金業者は、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工観光労働総務課まで申し出てください。

なお、この告示の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がない場合は、貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項の規定により、その登録を取り消すことがあります。

平成20年6月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 商号又は名称 プレミア
- 2 氏名 山崎一男
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市西田井160番地の27
- 4 登録番号 和歌山県知事（N2）第01372号
- 5 登録年月日 平成18年10月2日

和歌山県告示第834号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営畑地帯総合整備事業安楽川地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年6月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類

県営畑地帯総合整備事業安楽川地区の土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年6月16日から平成20年7月11日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局産業振興部農地課及び紀の川市

和歌山県告示第835号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成20年6月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 基本測量（精密測地網高精度三次元測量）作業

2 作業期間 平成20年7月1日から平成20年12月25日まで

3 作業地域 和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、伊都郡かつらぎ町、有田郡湯浅町、有田郡広川町、有田郡有田川町、日高郡日高町、日高郡由良町、日高郡印南町、日高郡みなべ町、西牟婁郡白浜町、西牟婁郡上富田町、西牟婁郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡太地町、東牟婁郡串本町

和歌山県告示第836号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年6月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住居氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2987	海南市井田字大坪134番1の一部、135番7	海南市井田59番地 山下木材株式会社 代表取締役	平成20.6.5	6.00	29.85

山下吉太郎

和歌山県告示第837号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県立図書館コンピュータシステムの賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年6月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調達物品

和歌山県立図書館コンピュータシステム機器等の賃貸借

2 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加できる者は、平成20年6月13日（金）現在において、次の要件を満たしている者（この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。

(4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

(5) 3の(1)のアの(サ)又は3の(1)のイの(サ)に掲げる作業実施計画書について、和歌山県の示す仕様を満足するものを提出した者であること。

(6) 平成17年1月1日から平成20年5月31日までの間に、都道府県立図書館における図書館基幹業務システムの導入に係る事業実績を有する者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかの者がこの要件を満たすものであること。

(7) この契約の目的物である機器等を、県に貸借することができる者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかの者がこの要件を満たすものであること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

- (ア) 競争入札参加資格審査申請書
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (エ) 印鑑証明書
- (オ) 財務諸表(個人にあっては、青色申告書又は白色申告書の写し並びに資産負債額調及び損益計算書)
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 納税証明書
- (ク) 誓約書
- (ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- (コ) 契約履行証明
- (サ) 和歌山県が示す仕様書に準拠する作業実施計画書
- (シ) 担当技術者経歴書

イ コンソーシアムとして申請するとき。

次の(イ)から(コ)までについては、構成員ごとに提出すること。

- (ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 構成員が法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (エ) 印鑑証明書
- (オ) 財務諸表(構成員が個人にあっては、青色申告書又は白色申告書の写し並びに資産負債額調及び損益計算書)
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 納税証明書
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)、委任状(コンソーシアム代表者)
- (コ) 契約履行証明
- (サ) 作業実施計画書(コンソーシアム)  
和歌山県が示す仕様書に準拠することとし、コンソーシアムとして提出すること。
- (シ) 担当技術者経歴書  
コンソーシアムとして提出すること。
- (ス) コンソーシアム協定書  
コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) (1)のアの(ウ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)並びに(1)のイの(ウ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類については、資格審査申請時点で県が別に定める入札に係る資格審査を経て、現に有効

な入札に係る資格を有する書面を交付されている者にあつては、当該書面の写しを提出することにより当該書類に代えることができる。

(3) (1)のアの(ア)、(イ)、(カ)及び(ク)から(シ)までに掲げる申請書類並びにイの(ア)、(イ)、(カ)及び(ク)から(ス)までに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成20年6月13日(金)から平成20年6月20日(金)までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年6月24日(火)午後5時までの間に和歌山県立図書館サービス課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番地38号  
和歌山県立図書館 2階 講義・研修室

(2) 日時

平成20年6月20日(金)午後2時から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年6月25日(水)から平成20年7月2日(水)までの月曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立図書館総務課  
和歌山市西高松一丁目7番地38号  
郵便番号 641-0051  
電話番号 073-436-9500  
ファクシミリ番号 073-436-9501

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年7月9日(水)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年7月16日(水)午後5時までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年7月23日(水)

までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

#### 和歌山県告示第838号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察チェックコード生成装置の賃貸借及び構築委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年6月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称等

##### (1) 業務の名称

和歌山県警察チェックコード生成装置の賃貸借及び構築委託業務

##### (2) 業務の内容

仕様書による。

#### 2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年6月13日（金）において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

エ 国税及び県税に未納がない者であること。

オ この入札に係る契約業務と同等規模以上の業務の契約を過去2年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

キ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで、カ及びキに掲げる要件をすべて満たすとともに、代表者が(1)のオに掲げる要件をすべて満たしていること。

#### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(コ) 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧、製品カタログ及び機能説明書等

(サ) 保守体制証明書

(シ) この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)及び(コ)から(ス)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が提出することとし、

(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

<p>(カ) 使用印鑑届</p> <p>(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの</p> <p>    a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税</p> <p>    b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在する都道府県が課する全税目</p> <p>(ク) 誓約書</p> <p>(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)、委任状(コンソーシアム代表者)</p> <p>(コ) 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧、製品カタログ及び機能説明書等</p> <p>(サ) 保守体制証明書</p> <p>(シ) この入札に係る契約業務と同等規模以上の契約を過去2年以内に締結したことを証する契約書の写し</p> <p>(ス) コンソーシアム協定書の写し</p> <p>(2) (1) のアの(イ) から(オ) まで、(キ) 及び(ク) 並びに(1) のイの(イ) から(オ) まで、(キ) 及び(ク) に掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県が定める「情報システム契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格」を有し、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者においては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。</p> <p>(3) (1) のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ) 及び(サ) に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらを用紙は、平成20年6月13日(金) から平成20年6月20日(金) までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)の定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。</p> <p>(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年7月7日(月) までの間に和歌山県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。)に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>4 資格審査説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 3階会議室</p> <p>(2) 日時 平成20年6月20日(金) 午前11時</p> <p>5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所</p> <p>3の(1) に掲げる申請書類は、平成20年6月20日(金) から平成20年7月10日(木) までの県の休日を除く日の午</p>	<p>前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。</p> <p>6 資格審査申請書類の配布の場所 会計課 和歌山市小松原通一丁目1番地1 郵便番号 640-8588 電話番号 073-423-0110(内線2246)</p> <p>7 資格審査の結果通知 資格審査の結果は、郵便により平成20年7月17日(木) までに通知する。 コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。</p> <p>8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明</p> <p>(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。</p> <p>(2) (1) の説明は、平成20年7月18日(金) までに書面により求めるものとする。</p> <p>(3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。</p> <p>(4) 説明に対する回答については、平成20年7月22日(火) までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。</p> <p>(5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。</p> <hr/> <p>和歌山県告示第839号</p> <p>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、和歌山県警察WANシステム再構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。</p> <p>平成20年6月13日</p> <p>和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 一般競争入札に付する業務の名称等</p> <p>(1) 業務の名称 和歌山県警察WANシステム再構築及び賃貸借業務</p> <p>(2) 業務の内容等 仕様書による。</p> <p>2 一般競争入札に参加する者の資格</p> <p>(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年6月13日(金) において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。</p> <p>ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれ</p>
--	---

にも該当しない者であること。

ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

エ 国税及び県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同等規模以上の業務の契約を過去2年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは次に掲げる要件のいずれについても満たしているものとする。

(ア) 拠点サーバ間において暗号化装置を利用したWAN接続によるネットワークシステムの構築実績を有すること。

(イ) 10か所以上の拠点で、かつ、合計500台以上のクライアントからWANを経由し、1か所のグループウェアサーバにアクセスするシステム構築の実績を有すること。

(ウ) ユーザ利用可能領域が1000GB以上のストレージ装置を利用したシステムを構築した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同等規模以上の業務の契約を過去2年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは、次に掲げる要件のいずれについても満たしているものとする。

(ア) クラスタシステム又はフォールトトレラントシステムの24時間365日運用によるサーバ機器をメンテナンスリース又はレンタルした実績を有すること。

(イ) 24時間365日運用によるネットワーク機器について、一契約で合計10式以上かつ合計10拠点以上のメンテナンスリース又はレンタルした実績を有すること。

(ウ) 一契約で500台以上のクライアントを現地保守(修理)するメンテナンスリース又はレンタルした実績を有すること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

ク 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで、キ及びクに掲げる要件をすべて満たし、構成員のうちシステム構築を担当する者は(1)のオを、賃貸借業務を担当する者は(1)のカの要件をそれぞれ満たしていること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(コ) 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様等を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書(過去2年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去2年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)

(セ) 保守体制証明書

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(コ)及び(ス)から(ソ)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が提出することとし、(サ)の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、(シ)の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出することとする。また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員

<p>ごとに提出すること。</p> <p>(ア) 競争入札参加資格審査申請書(コンソーシアム)</p> <p>(イ) 事業経歴書</p> <p>(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)</p> <p>(エ) 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)</p> <p>(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)</p> <p>(カ) 使用印鑑届</p> <p>(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの</p> <p>    a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税</p> <p>    b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地在る都道府県が課する全税目</p> <p>(ク) 誓約書</p> <p>(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)、委任状(コンソーシアム代表者)</p> <p>(コ) 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、仕様を記載したもの)。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。</p> <p>(サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書(過去2年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)</p> <p>(シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書(過去2年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)</p> <p>(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)</p> <p>(セ) 保守体制証明書</p> <p>(ソ) コンソーシアム協定書の写し</p> <p>(2) (1) のアの(イ) から(オ) まで、(キ) 及び(ク) 並びに(1) のイの(イ) から(オ) まで、(キ) 及び(ク) に掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県が定める「情報システム契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格」を有し、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。</p> <p>(3) (1) のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク) 及び(ケ) に掲げる申請書類の用紙については、和歌山</p>	<p>県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年6月13日(金) から平成20年6月26日(木) までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号) の定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。</p> <p>(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年6月30日(月) までの間に和歌山県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。)に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>4 資格審査説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部3階会議室</p> <p>(2) 日時 平成20年6月26日(木) 午後2時</p> <p>5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所 3の(1) に掲げる申請書類は、平成20年6月20日(金) から平成20年7月3日(木) までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。</p> <p>6 資格審査申請書類の配布の場所 会計課 和歌山市小松原通一丁目1番地1 郵便番号 640-8588 電話番号 073-423-0110(内線2236) ファクシミリ番号 073-423-0120</p> <p>7 資格審査の結果通知 資格審査の結果は、郵便により平成20年7月11日(金) までに通知する。 コンソーシアムにあっては、通知は構成員のうち代表者に通知する。</p> <p>8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明</p> <p>(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。</p> <p>(2) (1) の説明は、平成20年7月14日(月) 午後4時までに書面により求めることができる。</p> <p>(3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。</p> <p>(4) 説明に対する回答については、平成20年7月18日(金) までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。</p> <p>(5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。</p>
--	--



選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第57号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条第1項の規定による平成19年4月8日執行の和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨)、平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第84号(和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨)及び平成20年和歌山県選挙管理委員会告示第39号(和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨)を次のとおり訂正し、公表する。

平成20年6月13日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第72号における収支報告書の要旨のうち、候補者岸本健の収入の欄中「その他の寄附 件 円」を「その他の寄附 1件 2,660円」に、「今回計 5,748,000円」を「今回計 5,750,660円」に、「総計 5,748,000円」を「総計 5,750,660円」に、同支出の欄中、「印刷費 889,840円」を「印刷費 307,160円」に、「今回計 4,338,716円」を「今回計

3,756,036円」に、「総計 4,338,716円」を「総計 3,756,036円」に訂正する。

平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第84号における収支報告書の要旨のうち、候補者岸本健の収入の欄中「前回計 5,748,000円」を「前回計 5,750,660円」に、「総計 5,748,000円」を「総計 5,750,660円」に、同支出の欄中、「前回計 4,338,716円」を「前回計 3,756,036円」に、「総計 4,430,321円」を「総計 3,847,641円」に訂正する。

平成20年和歌山県選挙管理委員会告示第39号における収支報告書の要旨のうち、候補者岸本健の収入の欄中「前回計 5,748,000円」を「前回計 5,750,660円」に、「総計 5,748,000円」を「総計 5,750,660円」に、同支出の欄中、「前回計 4,430,321円」を「前回計 3,847,641円」に、「総計 4,480,721円」を「総計 3,898,041円」に訂正する。

和歌山県選挙管理委員会告示第58号

平成19年4月8日執行の和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年6月13日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年4月8日執行和歌山県議会議員一般選挙(紀の川市選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 5,466,700 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	岸本健	所属党派	無所属	期間 平成20年5月22日から 平成20年5月22日まで 第4回分
出納責任者氏名	岩崎嵩			
収入				支出
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	円	人件費 円
				家屋費 円
				選挙事務所費 円
				集会会場費 円
				通信費 円
				交通費 円
				印刷費 585,340 円
				広告費 円
				文具費 円
				食糧費 円
その他の寄附	件	円		休泊費 円
その他の収入		円		雑費 円
今回計		円		今回計 585,340 円
前回計		5,750,660 円		前回計 3,898,041 円

総計

5,750,660 円

総計

4,483,381 円

報告書受理年月日

平成20年5月27日

第4回報告分

公 告

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年6月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	有田市糸我町中番字蔭山21、22、23-1、24-1、24-2、25、26-1、26-2、27-1、27-2、28-2、29、31、里道、水路
許可を受けた者の住所及び氏名	御坊市湯川町財部678番地4 株式会社アリデン 代表取締役 佐竹成公

入 札 公 告

和歌山県立図書館コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成20年6月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 事業年度  
平成20年度
  - (2) 調達役務の名称及び数量  
和歌山県立図書館コンピュータシステム機器等の賃貸借 一式
  - (3) 調達物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (4) 設置及び納入場所  
(3)に同じ。
  - (5) 納入期限  
平成20年12月31日
  - (6) 借入れの期間  
平成21年1月1日から平成25年12月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項  
平成20年和歌山県告示第837号に規定する和歌山県立図書館コンピュータシステム賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び日時
  - (1) 場所  
和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 屋外掲示板

(2) 日時

平成20年6月13日（金）から平成20年6月20日（金）まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年6月24日（火）午後5時までの間（月曜日を除く。）に和歌山県立図書館サービス課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 2階 講義・研修室

(2) 日時

平成20年6月20日（金）午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市西高松一丁目7番38号

和歌山県立図書館 2階 講義・研修室

イ 入札日時

平成20年7月25日（金）午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成20年7月25日（金）午前11時までに和歌山県立図書館総務課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして入札に参加するときは、構成員のうちの代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札された者が契約を締結するときは、構成員のうちの代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県立図書館の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって

申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立図書館の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県立図書館総務課

イ 所在地

和歌山市西高松一丁目7番38号

郵便番号 641-0051

電話番号 073-436-9500

ファクシミリ番号 073-436-9501

(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Computer System for Wakayama Prefectural Library : 1 Complete System

(2) Date and time for tender : 11:00 a.m. 22 July 2008

(3) Contact point for the notice : General Affairs Division of Wakayama Prefectural Library, 1-7-38 Nishitakamatsu Wakayama City, 641-0051 Japan  
TEL 073-436-9500 (FAX 073-436-9501)

入札公告

和歌山県警察チェックコード生成装置の賃貸借及び構築委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法

令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成20年6月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成20年度

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察チェックコード生成装置の賃貸借及び構築委託業務 一式

(3) 履行期間

ア 賃貸借期間

平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間

イ システムの構築期間

契約日から平成21年1月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

チェックコード生成装置賃貸借及び構築委託仕様書による。

(5) 納入場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部警務部情報管理課(以下「情報管理課」という。)

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第838号に規定する和歌山県警察チェックコード生成装置の賃貸借及び構築委託業務に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。)

(2) 期間

平成20年6月13日(金)から平成20年6月20日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する仕様書に対して質問のある者は、情報管理課に対して平成20年7月7日(月)午後4時まで

に書面により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 3階会議室

(2) 日時

平成20年6月20日(金)午前11時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部 3階会議室

イ 入札日時

平成20年7月24日(木)午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、

自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない情報管理課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required :

Name : Lease of checkcode making device for the

Wakayama Prefecture Police System

Quantity:1unit

(2) Time limit for tender :

By hand : Thursday, July 24, 2008. 11:00 A.M.

(3) Contact point for the notice:

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588,

Japan

phone : 073-423-0110

入札公告

和歌山県警察WANシステム再構築及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成20年6月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成20年度

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察WANシステム再構築及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 和歌山県警察WANシステム再構築期間

契約日から平成21年3月31日までの間

イ 和歌山県警察WANシステム賃貸借期間

平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察WANシステム再構築及び賃貸借業務仕様書による。

(5) 納入場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部警務部情報管理課(以下「情報管理課」という。)

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第839号に規定する和歌山県警察WANシステム再構築及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

<p>和歌山県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。)</p> <p>(2) 期間 平成20年6月13日(金)から平成20年6月26日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39条)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで</p> <p>4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び日時等</p> <p>(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>イ 日時 3の(2)に同じ。</p> <p>(2) (1)により交付する入札説明書に対して質問がある者は、会計課に対して平成20年6月30日(月)午後4時までに書面により行うものとする。</p> <p>5 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部3階会議室</p> <p>(2) 日時 平成20年6月26日(木)午後2時</p> <p>6 一般競争入札の執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部3階会議室</p> <p>イ 入札日時 平成20年7月24日(木)午前10時</p> <p>(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付す</p>	<p>る。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。</p> <p>12 契約書作成の要否 要</p> <p>13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否 否</p> <p>14 契約方法 契約は、落札者で行うものとする。</p> <p>15 その他</p>
---	--

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Reconstruction of Wakayama Prefecture Police Wide Area Network System and rental

(2) Time limit for tender :

By hand : Thursday, July 24, 2008. 10:00 A.M.

(3) Contact point for the notice:

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588,

Japan

phone : 073-423-0110